

熊本県 環境基本指針

第四次熊本県環境基本指針

1 基本指針策定の趣旨

熊本県は、平成2年(1990年)に全国に先駆けて熊本県環境基本条例を制定し、同条例第6条第1項に基づき、平成3年(1991年)に熊本県環境基本指針（以下「基本指針」という。）を策定しました。

基本指針は、快適な環境の保全を図るため、県の環境行政の基本となる指針であり、第四次基本指針は、令和3年度(2021年度)から令和12年度(2030年度)の10年間を対象期間として、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示しています。

熊本県環境基本条例（抜粋）

（県の責務）

第2条 県は、快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理、都市及び農村の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護及び歴史的街並みの保存その他生活環境に関する施策
- (2) 森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の形成及び野生動植物の保護その他自然環境に関する施策

（環境施策に関する基本指針等の策定）

第6条 県は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項各号に掲げる施策について基本となる指針（以下「基本指針」という。）を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2 基本的な考え方

（1）人と環境の望ましいあり方

私たちの生活は、物質的には豊かで便利なものとなった一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済システムにおける人間活動によって地球環境に多大な負荷をかけ続けてきたため、地球環境は限界に達しつつあります。このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきています。

近年、地球温暖化の進行、異常気象の多発などの地球規模の環境危機や、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみなど様々な問題が顕在化しています。

地球温暖化については、平成27年(2015年)12月に「パリ協定^{*1}」が採択され、世界共通の目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ（「2℃目標」）とともに、1.5℃に抑える努力を追求する（「1.5℃目標」）ことが設定され、世界各国が「脱炭素社会」を目指しています。

また、令和元年(2019年)6月には、新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン^{*2}」が関係国で共有化されました。

地球温暖化をはじめとしたこれらの環境問題は、相互に関連していると同時に、経済・社会活動とも複雑に関連しています。地域における環境と経済・社会の問題を一体的に解決し、将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、SDGs（持続可能な開発目標）^{*3}や地域循環共生圏^{*4}の考え方も踏まえ、「環境と経済・社会を統合的に向上」できるよう取り組んでいくことが必要です。

一方、令和元年(2019年)12月に、中国で感染が確認されて以降、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国内外で様々な活動規制、自粛等が行われ社会経済活動が停滞しています。

今後の経済社会活動の回復に当たっては、以前の経済・社会システムに戻るのではなく、環境・経済の統合的向上が図られた持続可能な社会に向けて、私たちの生活や行動をはじめ、経済・社会システムそのものを変革していくことが不可欠です。

熊本県は、わが国の公害の原点と言われる水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを認識しました。水俣病は、健康被害だけでなく、地域経済の疲弊や地域の分断などを生み、環境・経済・社会問題は相互に関連していることを経験しました。

また、この10年間、平成24年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨という大規模な自然災害に見舞われました。

水俣病や大規模災害を経験した熊本県だからこそ、環境への負荷の抑制と、より強靭で安全・快適な生活環境の創造に向け、率先して取り組んでいく必要があります。

※1：京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。平成27年(2015年)、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択され、平成28年(2016年)に発効。

※2：令和元年(2019年)6月、G20大阪サミットにおいてG20首脳間で共有された。G20以外の国にも参加を促し、令和2年(2020年)9月末時点で、86の国と地域がビジョンに賛同している。

※3：平成27年(2015年)、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを理念としている。

※4：環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念で、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。平成30年(2018年)に閣議決定された第五次環境基本計画において提唱された。

(2) 5つの目指すべき姿

第二次基本指針・第二次基本計画（平成13年（2001年）3月策定）において、「環境立県くまもと」を掲げ、「県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う循環と共生を基調とする社会」づくりを進めていくこととしました。

本基本指針においては、環境を取り巻く状況等の変化を踏まえ、「環境立県くまもと」を「循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会」と位置付けます。

具体的には、「環境立県くまもと」は、「ゼロカーボン」の実現を基盤とし、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全・快適な生活環境」に加え「様々なリスクに備えた社会」を実現することで、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域社会を持続可能なものとして将来に継承することを目指しています。

本県は令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」宣言を行い、「ゼロカーボン社会・くまもと*」の実現を表明しました。

「ゼロカーボン」という極めて高い目標の達成には、様々な分野において持続可能な排出削減の取組みが必要となるため、目指すべき姿として次の5つを掲げ、この10年間を「2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章」と位置付けます。

*：2050年に県内のCO₂排出量実質ゼロ（CO₂の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡）を達成すること。

2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章

① ゼロカーボン社会

地球規模での温暖化の進行は、異常気象の多発や生物多様性の損失など、環境全般に様々な影響を引き起こしています。

本県は、平成24年7月九州北部豪雨や平成28年熊本地震、そして球磨川流域を中心に行き、大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨と、この数年間で大規模な自然災害を経験しました。令和2年7月豪雨をはじめ全国で頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると言われています。

本県はこれらの災害の経験を踏まえ、地球温暖化という地球規模の問題を足元から考え、率先して取り組んでいきます。

県内で排出される二酸化炭素（以下、CO₂）は、産業部門が3割以上を占めるほか、運輸、家庭、業務などあらゆる分野が排出源となっており、「ゼロカーボン」の実現に向けては各分野における様々な主体が一体となった取組みが必要です。

県民、事業者などあらゆる主体が協働し、様々な分野における持続可能なCO₂排出削減の取組みや、「命を守り、地域を活かすエネルギー利用」を推進することにより、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」=「ゼロカーボン社会・くまもと」を目指します。

② 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルは、便利で快適な生活とともに、大量の廃棄物を生み出しました。また、天然資源の枯渇、プラスチックごみによる海洋汚染、地球温暖化など地球規模での環境問題も顕在化しています。

このため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の循環的な利用（再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の3Rの推進等により、県内で発生するプラスチックごみの100%リサイクルなど循環型社会への転換をより一層進める必要があります。

廃棄物に係る3Rの取組みを一層推進するなど、生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で徹底的な資源循環を進めることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

③ 自然共生社会

わたしたちの生命や暮らしは、生物資源に深く依存して成り立っています。本県は、山地、平野部、海域など変化に富んだ自然条件のもと、阿蘇の草原や有明海・八代海をはじめ、“森里川海”の豊かな自然と多様な生態系に恵まれています。一方で、地球温暖化に伴う生態系の変化、人口減少による過疎化に伴う里地などの二次的自然環境の悪化、ニホンジカ・イノシシなど野生鳥獣による農作物等への被害など、様々な問題が生じています。

このため、未来に向けて持続可能な形で、豊かな自然環境や生態系を保全し、生物多様性の恵みを継続して享受できるような環境配慮や県民に向けた普及啓発の推進、また、森林、農地、草原などの利用の効率化などの取組みが必要です。

阿蘇の草原や天草の海など本県の豊かな自然の保全とそこに棲む多様な野生生物の保護を図り、人間と自然が共生し熊本の恵みを未来に引き継ぐ自然共生社会を目指します。

④ 安全で快適な生活環境

自然の浄化能力を超えた環境負荷の蓄積が、大気汚染、地下水汚染の他、オゾン層破壊や地球温暖化など様々な環境問題を誘発しています。本県は「水の国」くまもとと言われるほど豊かな地下水の恵みを享受しており、この県民生活に欠かせない豊かな地下水を保全することはもとより、県民の健康や生活環境と密接に関わる大気、土壤などの環境リスクの管理、また、騒音、振動、悪臭などいわゆる感覚公害とも呼ばれる環境問題への対応などにより、安全で快適な生活環境を確保する取組みが必要です。

本県の貴重な資源である地下水を次世代に引き継ぐために適正利用及び水質保全に取り組むとともに、大気、土壤などを良好に保つなど、様々な環境問題に取り組むことで、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

⑤ 様々なリスクに備えた社会

本県は、この10年間に、大規模な地震や豪雨災害など大きな被害をもたらした自然災害を経験しましたが、地球温暖化の進行により、今後さらに気象災害のリスクが高まることが予測されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅勤務、遠隔会議、通信販売等の活用が広がるなど、経済活動、日常生活に様々な変化が生じています。

気候変動による県民生活や地域経済への影響、今後も発生が予測される大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症終息後の経済回復にあたっては、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、新たな生活様式を踏まえ、地球温暖化対策など環境への取組みを更に推し進めることができます。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興にあたっては、生命・財産を守り、安全・安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを享受するという基本理念（グリーンニューディール）のもと、環境を基盤とした各種施策の“ベストミックス”により、持続可能な地域の実現につなげていく必要があります。

顕在化する気候危機への対応に加え、大規模災害への備えやポストコロナ社会を見据えた取組みなどを推進し、様々なリスクに備え、環境施策の面からもより強靭な社会を目指します。

(3) 取組を推進するにあたっての考え方

「環境立県くまもと」の実現に向けた取組みについては、次の2つの考え方（視点）をもとに推進します。

① SDGsや地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決

持続可能な社会を構築していくためには、環境への負荷を最小限に抑えながら、同時に、県民生活や地域経済も活性化させていくことが必要です。また、今後、頻発化、激甚化が懸念される大規模災害からの復旧・復興においても、環境と経済、社会の問題を一体的に解決しながら持続可能な地域を創造していくことが求められます。

そのため、課題解決に向けては、複数の課題を統合的に解決し、マルチベネフィット（一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す）を目指す「SDGs（持続可能な開発目標）」や、地域資源を活用し新たな成長を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、環境問題を、経済、社会の問題と統合的にとらえて、本県が持つ地域資源、ポテンシャルを最大限活用しながら、分野横断的に取り組む必要があります。

② あらゆる主体におけるパラダイムシフト^{*}（変革）

地球温暖化に伴う気候変動など様々な環境問題が顕在化している中、現在の取組みをそのまま継続するだけでは、「ゼロカーボン」の実現、さらには「環境立県くまもと」の実現は困難であり、私たち一人ひとりが、環境への取組みを新たに捉え直すパラダイムシフト=変革していくことが必要です。

5つの目指すべき姿の達成に向け、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が求められます。

県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自分の生活・行動と環境との関係を自覚し、環境に負荷が少ない行動を選択し継続すること、また、それぞれの立場に応じた役割を發揮し、協働で取り組む必要があります。

※：時代や社会において、常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革命的、構造的に大きく転換（シフト）すること。

環境立県くまもとの実現に向けては私たち一人ひとりが、環境に負荷が少ない行動を選択（=行動変容）していくことが不可欠であるため、『あらゆる主体が、「これまでの考え方・行動や社会（=パラダイム）」を「大きく転換・変革（=シフト）」する』ことを「取組みを推進するための考え方」として掲げています。

(4) 環境施策の方向

「環境立県くまもと」の実現に向け、目指すべき姿に対応する5つの施策を推進するとともに、その施策が一人ひとりの日常の行動として定着し、かつ有機的に連携させるための基盤となる2つの施策を加え、次の7つを今後10年間の「環境施策の方向」として示します。

① ゼロカーボン社会・くまもとの推進

「2050年県内 CO₂排出実質ゼロ」＝「ゼロカーボン社会・くまもと」を実現するためには、様々な分野において持続可能な CO₂排出削減対策が必要であり、地域の多様な資源を活かすことが重要です。

2050年ゼロカーボンに向けた戦略とロードマップに基づき、部門別及び横断的な対策に取り組みます。

○地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組
(家庭部門、産業・業務部門、運輸部門、廃棄物部門)
- ・温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み
(再生可能エネルギーの導入推進、CO₂吸収源及びイノベーションによるCO₂固定等の推進 等)

○県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

(地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画) の推進

② 循環型社会の推進

「循環型社会」の形成の推進のためには、可能な限り廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、適正に処分を行うことが重要です。

県民、事業者、行政機関等が連携して、ライフサイクル全体で物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷を軽減します。また、海洋プラスチックごみ削減に向けた取組みやバイオマスの利活用、災害廃棄物の適正処理に取り組みます。

○資源循環の推進

- ・循環型社会の形成に向けた基盤づくり
- ・廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・バイオマスの利活用の推進
- ・災害廃棄物の適正処理

③ 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

自然の大切さへの認識を深めるための普及啓発や自然とのふれあいなどを通じた豊かな自然環境の保全を推進するとともに、野生生物の保護・管理及び生物多様性の保全を図ります。

また、自然が持つ多面的な機能、生物多様性の恵みの持続的な利用など、将来にわたくてその恵みを享受することができる社会を目指します。

○森林、水辺等の自然環境の保全

- ・保全のための総合的な対策の推進
- ・多様で豊かな森林づくり
- ・二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生
- ・野生鳥獣の保護・管理の推進
- ・水辺環境の保全・再生

○生物多様性の保全に係る対策の推進

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性の恵みの持続可能な利用
- ・生物多様性を支える基盤づくり

④ 安全で快適な生活環境の確保

県民の生活の基盤となる安全で快適な生活環境を守るため、経済活動、社会生活の質の向上の観点も踏まえて、大気、水、土壤、騒音などの支障を除去し、様々な対策に取り組みます。

また、自然環境、生活環境の重要な構成要素である良好な景観や歴史的・文化的資源についても、保全、創造、活用を図ります。

○水環境に係る対策の推進

○大気環境に係る対策の推進

○オゾン層の保護対策の推進

○騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

○土壤汚染と地盤沈下の対策の推進

○化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

○水銀フリー社会の実現に向けた取組み

○緑と水のある生活空間の保全・創造

○良好な景観及び文化財の保全・創造

⑤ リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

様々なリスクに備えた社会づくりに向け、あらゆる分野での気候変動への適応、大規模災害への備えや、ポストコロナ時代におけるニューノーマルへの社会変革の中で、経済と環境が両立した持続可能な取組みへの行動変容及び定着を図ります。

日本の災害復興をリードする新たな全国モデル、いわば「球磨川モデル」として、球磨川流域に安全と恵みをもたらす「新たな流水型ダム」を含めた「緑の流域治水」に取り組みます。

- 気候変動の影響への適応
- 大規模災害への備え
- ニューノーマルへの社会変革
- 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

⑥ 環境立県くまもと型未来教育

「環境立県くまもと」を実現し、熊本の豊かな自然環境と安全で快適な生活環境を持続可能なものとして未来に引き継いでいくためには、環境を取り巻く課題や一人ひとりの行動が環境に与える影響を理解し、主体的に行動を実践・継続する人材を育成すること、また、環境問題に地域全体で取り組んでいくことが重要です。

そのため、行政、学校、環境団体等が連携し、あらゆる世代を対象にした環境教育・啓発及び環境保全行動の促進を通じた人づくり・地域づくり=「環境立県くまもと型未来教育」に取り組みます。

- 未来を支える人づくり
- 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

⑦ 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

熊本の優れた自然環境を保全するとともに、安全で快適な生活環境を確保し、持続可能な形で未来に引き継いでいくためには、きめ細かな環境への配慮や、高度化・複雑化する環境問題への効果的な対応など環境保全の仕組みづくりが重要です。

事業規模や事業内容に応じた環境アセスメントの適切な運用、地球温暖化や沿岸域の再生など複雑な環境問題の解決に向け、産・官・学様々な研究機関同士のネットワーク形成や国際協力の推進などに取り組みます。

- 環境アセスメントの推進
- 環境情報・研究のネットワーク化
- 国際協力の推進

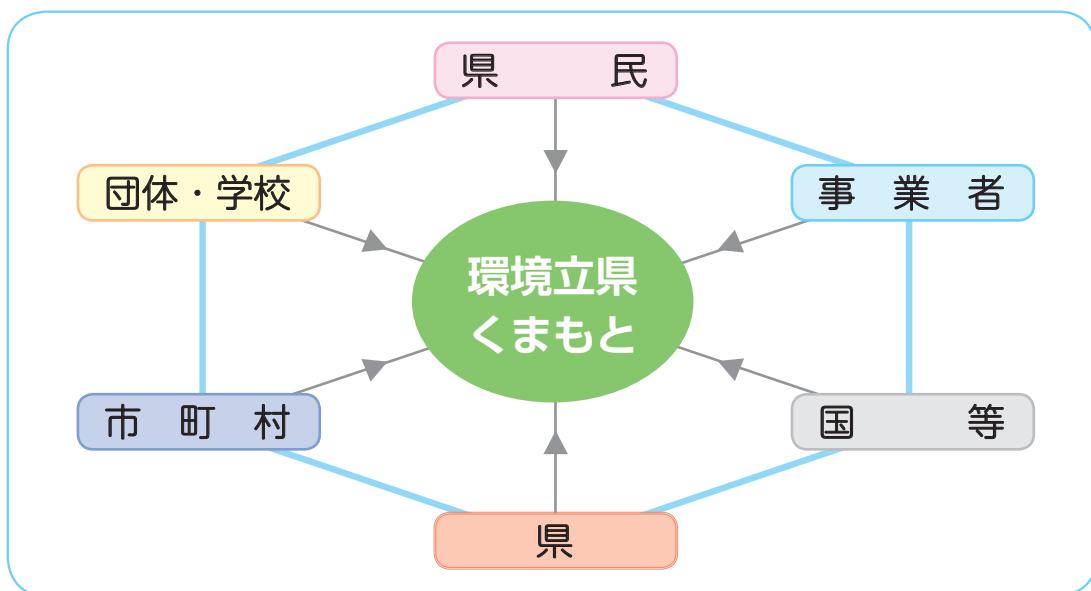
3 推進体制の整備

(1) すべての主体との協働による推進体制

熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくためには、個人、事業者、団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組んでいく必要があります。

特に、「ゼロカーボン」に向けては、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が必要であり、「SDGs」や「地域循環共生圏」の環境・経済・社会の統合的向上を目指す考え方を踏まえながら、あらゆる主体が連携して、シフト（変革）していく必要があります。

環境基本計画の推進に向けた各主体の連携



【計画推進に向けた各主体の役割(行動指針)】

▶ 県民の役割

環境問題の多くは、私たち、県民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が要因となっており、県民一人ひとりが現在のライフスタイルを見直し、環境に配慮したものにシフトしていくことが極めて重要です。

そのため、一人ひとりの行動が環境問題と密接に関連していることを理解し、節電・省エネルギーの他、ごみの減量化や節水など、環境負荷をより少なくする環境にやさしいライフスタイルを実践・継続していくことが必要です。

また、身近な自然環境の保全に向けた取組みや、環境学習やボランティア活動など地域の環境活動に積極的に参加することなども求められます。

▶ 環境関係団体、NPO、学校、教育研究機関等の役割

環境関係団体やNPOは、これまで地域における環境学習や教育その他環境保全に関する様々な取組みにおいて、重要な役割を果たしてきました。「ゼロカーボン」の実現に向けては、行政の視点とは異なる革新的なアイデアや草の根の活動、県民と行政・企業等とをつなぐような、協働・連携（パートナーシップ）した活動等が期待されます。

また、学校には、単なる知識の習得にとどまらず、SDGsの考え方を踏まえ環境問題の解決につながるような主体的に行動を実践・継続する人材を育成すること、いわば未来を支える人づくりに取り組むことが求められています。

さらに、大学等の教育研究機関には、「ゼロカーボン」の実現に向けてより高度な立場で教育研究を進めることにより、地域・学校との連携のもと環境教育の中心的な人材育成や、最新の科学的知見を踏まえた企業等の新たな技術革新の推進につながる取組みやアイデアを提供するなどの役割が期待されます。

▶ 事業者の役割

地域の経済活動において大きな役割を担う事業者の取組みは、極めて重要です。

事業活動に当たって、製造工程や流通過程で発生するCO₂や廃棄物の排出削減などの環境負荷の軽減に取り組むとともに、環境保全のための新たな技術開発、環境に配慮した製品の販売などに取り組むことが必要です。

特に、「ゼロカーボン」の実現に向けては、建物のZEB^{*1}等による省エネルギー、再生可能エネルギー導入推進やSBT^{*2}、RE100^{*3}への積極的な参画などが期待されます。

また、金融機関においては、ESG投資^{*4}など環境を配慮した資金流通に積極的に取り組むことにより、持続可能な社会の構築に寄与することが期待されます。

- ※ 1 : 「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の略。外壁や屋根の高断熱化と高効率設備により省エネルギーを行い、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる建築物。
- ※ 2 : Science Based Targets。パリ協定（P 1 参照）が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標。
- ※ 3 : Renewable Energy 100%。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。
- ※ 4 : 従来の財務情報だけでなく、企業の価値を図る材料として環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

▶ 市町村の役割

環境問題への取組みは、地域の特性・実情に応じて進めることが大切です。市町村には、地域住民に最も身近な行政主体として、住民参加型の施策を積極的に推進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を促進することが求められます。

また、地域それぞれの資源を活用した「地域循環共生圏」の構築や、大規模災害などの様々なリスクへの対応などに取り組むとともに、自らも一事業者・消費者として環境保全行動を率先して実行することなどが求められます。

▶ 県の役割

県は、SDGsの観点から、県民、団体、事業者、県内市町村、各都道府県、国などの様々なステークホルダーと広域的に連携して、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」に向けた取組みや環境保全活動を推進するとともに、全県的な「地域循環共生圏」の構築に向けた取組みなど、環境施策の立案・実施を行います。

また、法令や条例などに基づく必要な規制・誘導を行うとともに、自らも一事業者・消費者として率先的な環境保全行動などを推進しながら、「循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会」である「環境立県くまもと」に向けた取組みを推進していきます。

(2) 県における推進体制

県では、平成2年(1990年)10月に、知事を本部長とする「熊本県環境政策推進本部」を設置し、部局横断的に取り組む体制を構築しています。「あらゆる主体におけるパラダイムシフト(変革)」の考えのもと、各部局が主体性を持って取り組むとともに、推進本部などを通して各部局間の連携を図りながら、環境施策を企画・立案し、総合的かつ効果的に推進します。

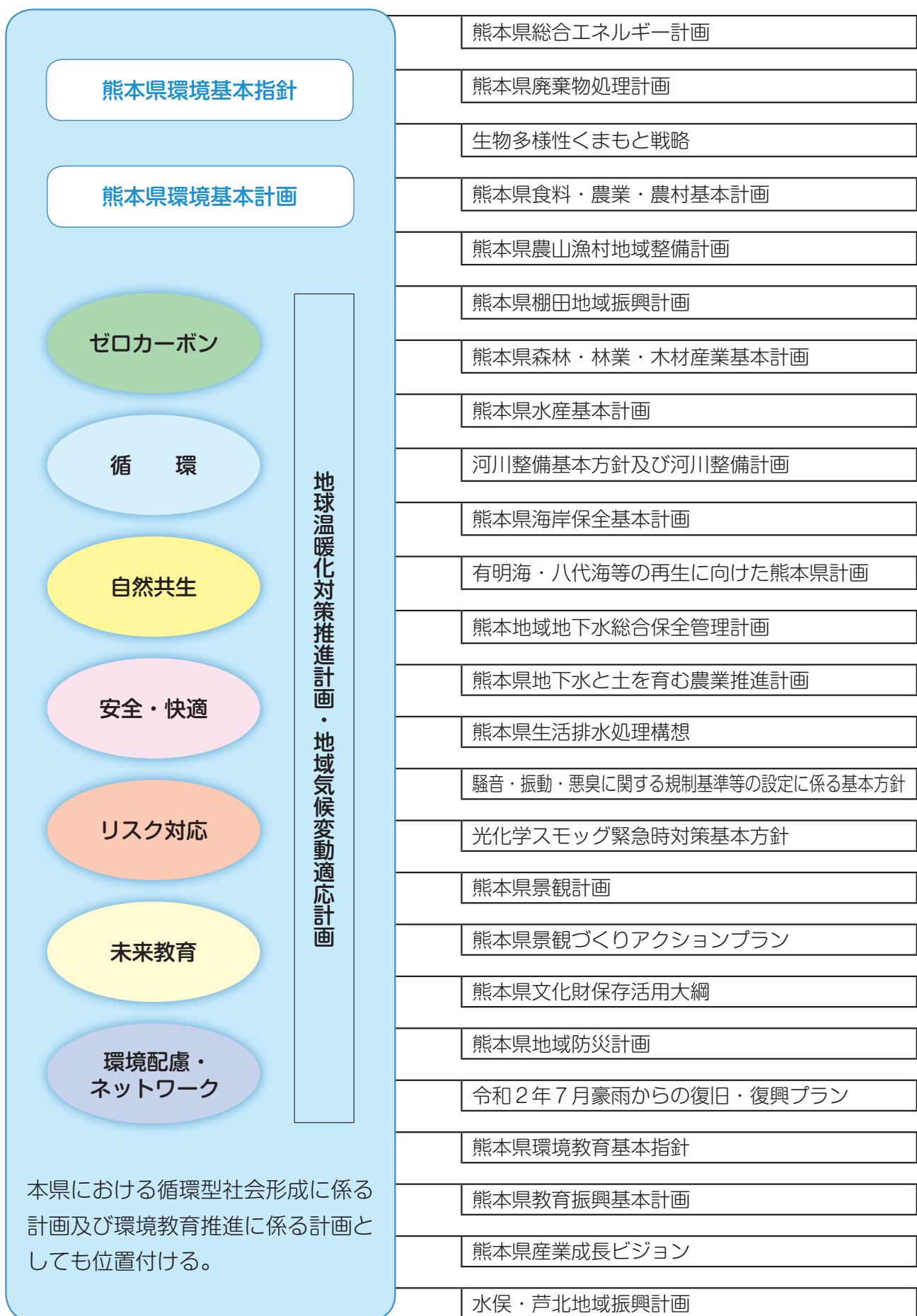
各分野における取組みについては、関係所属で構成する「地球温暖化対策推進連携会議」「熊本県生物多様性施策推進連携会議」などにおいて、各部局間の連携を図りながら推進します。

広域本部、地域振興局においては、管内における環境施策の推進に努めるとともに、地域の環境特性やニーズを施策に的確に反映させるため、必要な提案や情報の提供を行います。

また、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や熊本県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員など様々な主体と連携しながら、情報の提供、講座・研修会の実施等により、「環境立県くまもと」に向けた人づくり・地域づくりを推進します。

さらに、「熊本県気候変動適応センター」を設置し、気候変動影響や適応策に関する情報収集、分析及び県民、県内事業者等への情報提供等を行います。

環境基本指針・計画に関する主な個別計画



4 点検と評価

基本指針に沿った基本計画に掲げた取組みの推進に当たっては、専門知識者や県民・各界代表などで構成される「熊本県環境審議会」の意見を聞きながら、点検と評価を毎年度行い、継続的に改善を図っていきます。

具体的には、平成13年(2001年)8月から導入している熊本県環境管理システムを活用し、毎年度PDCAサイクルにより、数値目標を設定し管理することが可能な施策を中心として、環境目的・目標を設定し、実施計画を作成して取り組みます。

点検と評価結果については、毎年度、熊本県環境審議会に報告するとともに、環境白書、県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行います。

環境基本計画の推進の点検と評価図

